

## 令和7年度(熊本県立学校農務技師)勤務条件

## 1 職 名

熊本県立学校農務技師

## 2 職務内容

- (1) 環境整備、実習用設備の整備
- (2) 農業系学科の実習補助
- (3) その他校長が指示する業務  
(変更の範囲) 変更なし

## 3 勤務条件

- (1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間：令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日  
(再度の任用の可能性がある場合)  
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)
- (3) 勤 務 地：熊本県立熊本農業高等学校(変更の範囲) 変更なし
- (4) 勤 務 日 数：月20日以内で校長が定める。  
※学校閉庁日は勤務を割り振らない日とする。
- (5) 勤 務 時 間：午前8時25分～午後4時10分(7時間・週5日)  
(実習等の事情により時間帯が変わる可能性もあります。)
- (6) 休 憩 時 間：午後0時50分～午後1時35分(45分)
- (7) 休 日 等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする
- (8) 休 暇 等：年次有給休暇 あり(6ヶ月間継続勤務した場合)  
※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり
- (9) 報 酬 等：①報酬日額 7時間7,518円  
②通勤費用 実費相当額を支給  
③期末手当 令和7年6月期：最大1.25月、令和7年12月期：最大1.25月  
④勤勉手当 令和7年6月期：最大1.05月、令和7年12月期：最大1.05月  
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。  
※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)  
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)
- (10) 社 会 保 険：社会保険の加入( あり なし ・ 前(現)所属で加入済 )  
雇用保険の加入( あり なし ・ 前(現)所属で加入済 )
- (11) 公務災害等補償等：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(12) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(13) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(14) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

※詳細は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱及び熊本県立学校技師及び農務技師設置要項による

※応募される方は履歴書の提出をお願いします。面接のうえ採用を決定します。

(連絡先) 熊本農業高校 事務室 中尾 TEL 096-357-8800